

教総 ―― 2390
令和3年3月10日

各市町村教育委員会教育長
県立学校長 様
県内私立高等学校長

秋田県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における教育活動について（通知）

県内の学校には、新型コロナウイルス感染症に対し最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むよう、これまでお願いしてきたところです。

こうした中、県内の新たな感染者は令和3年2月6日以降確認されておらず、3月5日現在の入院患者も1人となり、医療提供体制がひっ迫した状態が解消されていることから、同日開催された第17回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の感染警戒レベルが引き下げられました。なお、緊急事態措置区域との往来については、引き続き真にやむを得ない場合を除き避けるよう要請するものの、その他の地域については、訪問先の感染状況等に注意しながら、往来を行っても差し支えないこととなりました。また、三密の回避や換気、マスクの着用、手洗い等の対策について改めて注意喚起するとともに、卒業式や入学式等については、人との間隔を十分に確保するなど感染防止を徹底した上で開催することとされております。

これを踏まえ、本県は文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』に示された「地域の感染レベル」についても、県健康福祉部及び県医師会からの意見を参考に、これまでの「レベル2」を「レベル1」に引き下げることとしました。

つきましては、これらの基準、県の通知等を踏まえた感染症対策を講じながら、警戒を怠ることなく教育活動を実施していただくようお願いします。

なお、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害に当たり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも引き続き取り組んでいただくようお願いします。

担当

秋田県教育庁総務課
総務・私学班 山内
Tel 018-860-5111